

10-4 事後調査

10-4-1 事後調査

事後調査については、「発電所アセス省令」第31条第1項の規定により、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合。
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合。
- ・ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合。
- ・ 代償措置を講ずる場合にあつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合。

本事業に係る環境影響評価については「10-2 環境保全のための措置」に記載した環境保全措置を確実に実行することにより、予測及び評価の結果を確保できると考えるが、一部の項目については事後調査を実施することとした。事後調査計画は表 10-4-2～表 10-4-3 に示すとおりである。

事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、事業者のホームページにより公表する。

事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、追加的な環境保全措置等を講じる。追加的な環境保全措置の具体化にあたっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討することとし、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保する。

表 10-4-1(1) 事後調査計画(動物)

区 分		内 容
動物	事後調査を行うこととした理由	<p>■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価するが、工事中の騒音等による猛禽類への影響については予測の不確実性の程度が大きいことから、事後調査を実施する。</p>
	調査内容	<p>■調査項目 希少猛禽類の生息状況及びフクロウの繁殖状況に関する調査</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査地点 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査期間 工事中の2月～8月に毎月1回、3日間連続して実施する。</p> <p>■調査方法 工事中に、希少猛禽類の飛行状況について専門的な知識を有している調査員による定点観察調査を実施し、生息状況及び繁殖状況を記録する。 また、特にミサゴ及びフクロウの繁殖状況に関しては、現地踏査による営巣地探索調査により繁殖の有無を確認する。また、営巣地が特定された場合は、調査圧による人為的影響を考慮して営巣地から離れた箇所に地点を設け、目視観察により繁殖状況を把握する。なお、営巣地が特定されなかった場合は、生息状況調査に移行し、生息の有無を確認する。</p>

表 10-4-1(2) 事後調査計画(動物)

区 分		内 容
動物	事後調査を行うこととした理由	<p>■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価するが、施設の稼働による猛禽類への影響については予測の不確実性の程度が大きいことから、事後調査を実施する。</p>
	調査内容	<p>■調査項目 希少猛禽類の生息状況及びフクロウの繁殖状況に関する調査</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査地点 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査期間 施設の稼働後の2月～8月に毎月1回、3日間連続して実施する。</p> <p>■調査方法 施設の稼働後に、希少猛禽類の飛行状況について専門的な知識を有している調査員による定点観察調査を実施し、生息状況及び繁殖状況を記録する。 また、特にミサゴ及びフクロウの繁殖状況に関しては、現地踏査による営巣地探索調査により繁殖の有無を確認する。また、営巣地が特定された場合は、調査圧による人為的影響を考慮して営巣地から離れた箇所に地点を設け、目視観察により繁殖状況を把握する。なお、営巣地が特定されなかった場合は、生息状況調査に移行し、生息の有無を確認する。</p>

表 10-4-1 (3) 事後調査計画 (動物)

区 分		内 容
動物	事後調査を行うこととした理由	<p>■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、改変による生息環境の減少・喪失及び施設の稼働による鳥類への影響については不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。</p>
	調査内容	<p>■調査項目 ポイントセンサス調査 (一般鳥類調査)</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域</p> <p>■調査地点 準備書に記載したポイントセンサス調査地点を含め、風力発電機からの離隔距離 (例: ヤード部と風力発電機から 250m、500m などの離隔) を基本として、環境類型区分ごとに 3 地点とする。</p> <p>■調査範囲 各ポイントから半径 50m</p> <p>■調査期間 稼働後 1 年間の中で、4 季に 3 回 (早朝、午前中、夕刻前) 実施する。</p> <p>■調査方法 専門的な知識を有している調査員によるポイントセンサス調査を実施し、稼働後 1 年間の鳥類の生息状況を記録する。その結果を踏まえ、施設稼働前と施設稼働後との定量的な比較を実施する。</p> <p>■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。</p>

表 10-4-1 (4) 事後調査計画 (動物)

区 分		内 容
動物	事後調査を行うこととした理由	<p>■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、改変による生息環境の減少・喪失及び施設の稼働による鳥類への影響については不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。</p>
	調査内容	<p>■調査項目 ラインセンサス調査 (一般鳥類調査)</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査地点 準備書におけるラインセンサス法による調査ルート</p> <p>■調査範囲 各ラインの片側 25m 程度の範囲</p> <p>■調査期間 稼働後 1 年間の中で、4 季に実施する。</p> <p>■調査方法 専門的な知識を有している調査員による、ラインセンサス調査を実施し、稼働後 1 年間の鳥類の生息状況を記録する。その結果を踏まえ、施設稼働前と施設稼働後との定量的な比較を実施する。</p> <p>■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。</p>

表 10-4-1 (5) 事後調査計画 (動物)

区 分		内 容
動 物	事後調査を行う こととした理由	<p>■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。</p>
	調査内容	<p>■調査項目 ガン類、ハクチョウ類及び希少猛禽類を中心とした渡り鳥の移動経路の調査</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 ※調査地域は、渡りの通過状況や出現状況に応じて適宜拡大する。</p> <p>■調査地点 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査期間 渡り期間である春季3月～5月、秋季9月～11月及び越冬期の12月～2月までの期間とする。</p> <p>■調査方法 対象事業実施区域の周辺に、定点観察地点を設定し、8倍～10倍程度の双眼鏡及び倍率20～60倍程度のフィールドスコープを用いて鳥類（ガン類、ハクチョウ類及び希少猛禽類主体）の移動状況（種名、個体数、飛跡コース、飛翔高度、確認時間等）を確認し、野帳に記録する。（調査は各月1回で連続3日間実施する）</p> <p>■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 有識者に相談した上で、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討する。</p>

表 10-4-1 (6) 事後調査計画 (動物)

区分	内容
事後調査を行うこととした理由	<p>■環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。</p>
動物 調査内容	<p>■調査項目 バードストライク・バットストライクに関する調査</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査地点 風力発電機の配置箇所及びその周辺</p> <p>■調査期間 稼働後1年間とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。</p> <p>■調査方法 バードストライクに関しては、現地踏査を実施し、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づきバードストライクの有無を確認し、普通種を含めたすべて種を対象として衝突事例の整理を行う。また、バットストライクが確認された場合も同様に記録する。なお、重要な種に関しては、適宜、関係機関及び関係部署への報告または届出を行う。</p> <p>調査範囲は、地上からブレード先端までの長さを調査半径とする円内とし、全基数を対象とする。調査間隔は、渡り鳥の飛来期間である秋季9月～11月、春季3月～5月までとし、週1回の頻度で実施する。その他の6月～8月、12月～2月までの期間についても週1回の頻度とするが、古い死骸はスカベンジャー（カラスやキツネなど）に持ち去られる可能性が考えられるため、原則、専門調査員による詳細調査とする。ただし、事後調査以降においても保守管理の際に確認を行う計画であり、調査に慣れる必要があることから、毎月1回は保守管理の人間が調査を実施（初めの数回は専門の調査員が同行し、指導する。）する。</p> <p>死骸発見時の対応として、基本的に以下のフローに基づき連絡、報告を行う。衝突事例の整理に際しては、普通種も含めた全ての種を対象とする。</p> <div data-bbox="496 1193 1385 1758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <pre> graph TD A[墜落個体(死骸)確認] --> B[写真及び調査票作成] B --> C[種名判定] C --> D[可能] C --> E[不可能] D --> F[普通種(法令に該当しない種)と判明した場合、廃棄処分] D --> G[貴重種(法令該当もしくはレッドデータブック等)一時冷凍保管し下記の手続きをとる。] G --> H[天然記念物→地元の教育委員会へ「滅失届」を提出するとともに、環境省の所轄事務所へ速報する。] G --> I[国内希少野生動物種→届出の義務はないが、適宜、環境省の所轄事務所へ報告する。] G --> J[国レッドデータブック、都道府県、自治体のレッドデータブック→届出の義務はないが、適宜、環境省、都道府県・自治体の所轄部署へ報告する。] E --> K[種名の判定が不可能な場合は、現場事務所において冷凍保存する。時期をみながら専門家を派遣、あるいは資料を送付し、種名の判断を仰ぐ。] K --> L[不明] L --> M[専門機関に同定の依頼を行う] </pre> </div> <p>■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針 有識者に相談した上で、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討する。なお、自動撮影装置等による観察調査については、衝突調査結果の状況により、衝突が確認された風車への設置を検討する。</p>

表 10-4-2(1) 事後調査計画(植物)

区分	内容
事後調査を行うこととした理由	<p>■地形改変の最小化等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、改変により一部の個体が消失する重要種である2種（ミチノクナシ、エビネ属の一種）が存在するため、代償措置として移植を実施するが、移植した個体の定着については不確実性を伴っているため、生育確認調査を実施する。</p>
植物 調査内容	<p>■調査項目 植物の移植及び生育確認調査</p> <p>■移植の対象種 ミチノクナシ、エビネ属の一種</p> <p>■調査地域 対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査地点 移植箇所</p> <p>■調査期間 1. 移植：工事前及び工事中：移植が可能な時期（移植計画（案）を参照） 2. 移植後の生育確認：移植後2年間（工事スケジュールから工事中を想定）</p> <p>■調査方法 1. 現地踏査 事前に再確認の調査を行い、最終的な移植の判断を行う。その際、専門家へのヒアリングを行い、場合によっては同行を検討する。移植の必要があると判断した場合には、事後調査計画に沿って移植を行い、事後調査報告書として報告する。移植の必要がないと判断された場合には、その状況を関係機関へ報告する。 2. 移植後の生育確認 定着を確認するため、芽吹き時期、開花時期及び結実時期などで調査を実施する。なお、エビネについては、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版第3巻」（平成19年 財団法人道路環境科学研究所）には、ほぼ100%の活着率の結果が示されている。</p> <p>■移植計画（案） 1. 移植対象株の確認及び移植の選定 移植を実施するにあたり、事前に移植対象株の確認とマーキングを実施し、移植地の選定を行う。 2. 移植方法 2.1 ミチノクナシ ①移植方法 i 接木による方法（穂木（接木に使用する枝）の採取及び台木の準備） ・対象となる木から切り落とした枝から、穂木を採取し、保管する。また、台木となる木を準備する。 ii 株移植による方法 ・根囲いし、移植をしやすくするため樹高2mほどで剪定を行う。 ②移植の実施 i 接木の実施 ・採取した接木を他のナシの台木に接木する。 ii 株移植の実施 ・根囲いをした株を掘り出し、移植先に移動する。 ③管理作業 ・必要に応じて、支柱や雪囲いを設置することにより、雪による倒木、枝折れを防止する対策を行う。 2.2 エビネ属の一種 ①移植株の掘り取り ・移植ごてやスコップ等で移植株を傷付けないよう掘り取る。掘り取りの大きさは移植個体の大きさによって適宜変更する。 ・掘り取った株をポットに移す。または麻布等に包む。 ②運搬 ・コンテナなどにポットを入れて運搬する。その際、移植株の乾燥を防ぐため、湿らせた新聞紙等を被せる。</p>

表 10-4-2(2) 事後調査計画(植物)

区 分		内 容
植 物		<p>③植え付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植先を地拵えし、雑草や枯れ枝を除去する。 ・掘り取り株よりやや大きめの植穴を掘り、移植株を静かに置く。 ・水ぎめをしながら植穴を掘った土などで客土を行う。また、周辺の落ち葉なども被せる。(移植先によって十分な水が用意できない場合は客土のあとに灌水を行う。) <p>3. 移植時期</p> <p>ミチノクナシ、エビネ属の一種とも、個体に影響が小さいとされる休眠期(冬季)に実施する。</p> <p>■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針</p> <p>専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。</p> <p>注：ミチノクナシ及びエビネ属の一種の移植方法や移植時期については、以下の資料を参考にした。</p> <p>「ミチノクナシの移植作業とは？」(国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 HP)</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版第 3 巻」(平成 19 年 財団法人道路環境科学研究所) [植物 48]エビネの移植：一般国道 289 号(甲子道路)</p> <p>■事後調査報告</p> <p>移植後、2 年間のモニタリング調査を実施し、調査結果を事後調査報告として公開する。</p>
	調査内容	

表 10-4-3 事後調査計画(生態系)

区 分		内 容
生 態 系	事後調査を行うこととした理由	<p>■生態系のノスリを注目種とした予測評価結果が妥当であるかを判断するために、ノスリの餌種であるネズミ類及びモグラ類の捕獲調査を実施する。</p>
	調査内容	<p>■調査項目</p> <p>ノスリの餌種に関するネズミ類及びモグラ類の捕獲調査</p> <p>■調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺</p> <p>■調査地点</p> <p>準備書における餌資源調査地点のほか、耕作地 2 地点を追加した地点とする。</p> <p>■調査方法</p> <p>各地点にシャーマントラップ 20 個、ピットフォールトラップ 15 個を 1 晩設置し、捕獲された種を記録し、記録後放獣する。</p> <p>■調査期間</p> <p>5 月及び 7 月に実施する。</p> <p>■環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針</p> <p>専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。</p>

10-4-2 検討結果の整理

(1) 工事の実施に係る事後調査

1) 大気環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
工事用資材等の搬出入	窒素酸化物	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づく大気の拡散式（プルーム・パフ式）を用いた数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	粉じん等	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化や散水による飛散防止措置等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	騒音	実施しない	・予測手法は、科学的知見に基づく「ASJ RTN-Model 2013」による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	振動	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
建設機械の稼働	窒素酸化物	実施しない	・予測手法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成12年 公害研究対策センター）に基づく大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いた数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事量の平準化や低排出ガス型の重機の使用等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	粉じん等	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、必要に応じて仮設の簡易舗装、敷鉄板、碎石の敷設等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	騒音	実施しない	・予測手法は、科学的知見に基づく「ASJ CN-Model 2007」による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、建設機械の稼働台数低減・平準化、低騒音型機械の使用等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	振動	実施しない	・予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、建設機械の稼働台数低減・平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

2) 水質

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	水質 (水の濁り)	実施しない	・予測は、土砂の沈降特性、雨量、流路の傾斜や距離からの理論値であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、改変面積の最小化、土堤及び沈砂池の設置等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
建設機械の稼働	水質 (地下水等)	実施しない	・水源井戸のストレーナー位置と風力発電機設置位置の地層が異なっていること、ボーリング調査結果より地下水面が確認されなかったこと、水源井戸の水質が表流水の影響を強く受けており、尾別川の集水面積に対する改変面積は1.3%程度と少ないことから、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影響は、ほとんど生じないと考えられる。また、水域の改変を行わない、沈砂池の設置等の環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

3) 動物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	工事期間中	・環境保全措置を講じることにより、工事の実施による動物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、工事に伴い希少猛禽類飛翔状況が変わる可能性があることから、事後調査を実施する。	表 10-4-1(1) 参照

4) 植物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び重要な群落（海域に生息するものを除く。）	工事前及び工事期間中	・地形改変の最小化等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、直接改変により消失する重要種である2種（ミチノクナシ、エビネ属の一種）が存在するため、代償措置として移植を実施するが、移植した個体の定着については不確実性を伴っているため、移植後も生育確認調査を実施する。	表 10-4-2(1)～(2) 参照

5) 生態系

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	地域を特徴づける生態系	実施しない	・環境保全措置を講じることにより、工事の実施による植物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価することから、事後調査は実施しない。	—

6) 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
工所用資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	実施しない	・工事の実施に際し、アクセスルートの利便性を確保するため、工事関係車両台数の平準化及び工事工程の調整等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

7) 廃棄物等

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物及び残土	実施しない	・工事の実施に際し、有効利用による処分量の低減等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査

1) 大気環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
施設の稼働	騒音 低周波音 (超低周波音を含む)	実施しない	・予測は、科学的知見に基づく音の伝搬理論式による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、住居等からの隔離、低騒音型機種採用、適切な維持管理による異常音発生抑制等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

2) その他の環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	地形及び地質(地すべり)	実施しない	・風力発電機設置位置でのボーリング調査結果から、すべり面が確認できなかったこと、必要に応じて対策等の検討を行うことにより、十分影響回避が可能であることから、事後調査は実施しないこととする。	—
施設の稼働	風車の影	実施しない	・予測は、太陽高度や施設の位置、形状等からの理論値であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、施設稼働後に環境監視を行い、苦情の有無等を確認し、必要に応じて対策等を検討することから、事後調査は実施しないこととする。	—
	電波障害	実施しない	・しゃへい障害及びフラッター障害は発生しないと予測したこと、施設の稼働後、本事業の実施により何らかの重大な障害が発生した場合には、専門家等からのヒアリングにより、その状況に応じた適切な受信対策を検討することから、事後調査は実施しないこととする。	—

3) 動物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	稼働後	・環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働による動物への影響は現時点において実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、ミサゴやフクロウの繁殖の有無については不確実性が伴っていること、希少猛禽類及び渡り鳥のブレード・タワー等の接近・接触については、予測の不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する。また、改変による生息環境の減少・喪失及び施設の稼働による鳥類への影響については不確実性が伴っていることから、ポイントセンサス法及びラインセンサス法による事後調査を実施し、風力発電施設稼働前と稼働後の比較を行う。	表 10-4-1(2)～(6)参照

4) 植物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	実施しない	・環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在による植物への影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価することから、事後調査は実施しない。	—

5) 生態系

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働	地域を特徴づける生態系	稼働後	・環境保全措置を講じることにより、工事の実施による生態系への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、生態系のノスリを注目種とした予測評価結果が妥当であるかを判断するために事後調査を実施する。	表 10-4-3 参照

6) 景観

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	実施しない	・予測手法は、環境影響評価で多くの実績があるフォトモンタージュ法であり、視覚的に確認でき、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、風力発電機の色彩は周辺環境との調和を考慮した彩度を抑えたグレーを採用する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。	—

7) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	実施しない	・風力発電機の色彩は周辺環境との調和を図り、圧迫感をやわらげるため、彩度を抑えたグレーを採用する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。	—